1996年10月10日発行

みなみかわち
町議会ネットワークニュース（第89号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014

今回は第３回定例会(9月17〜20日)の報告です。

《審議事項》

報告第3・4号	栃木県町村土地開発公社決算と予算について	賛成全員	承認
同意第 3号	南河内町教育委員会委員選任同意(横嶋孝夫氏)	〃	同意
4	〃 (伊澤茂氏)	賛成多数	〃
議案第24号	町有財産取得について(五千石球場拡張用地)	賛成全員	可決
25	工事請負契約の締結(仮称ふれあい館外構工事)	〃	〃
26~30	H8年度会計補正予算(5件)	〃	〃
認定第1~5号	H7年度会計決算(5件)	〃	承認

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：黒川英代・大島将良・荒井英子・磯辺香代　高山映・村尾光子の６議員　(通告順)

もくじ

★教育長に横嶋孝夫氏(宇都宮)、選任同意

教育委員には伊澤茂氏

(報告:村尾光子)

この9月30日に任期満了となった2名の教育委員(教育長を含む)の後任として、選任同意しました。この結果、町教育委員会の構成は次の通り。　(敬称略)

大門　幸	64歳	元教員	薬師寺	任期～H9年9月	委員長
間藤方雄	67	国際医療福祉大学教授	祇園	10年9月	委員長職務代理
伊澤アヤ	62	元教員	上坪山	11年9月	
伊澤　茂	71	農業	磯部	12年9月	
横嶋孝夫	61	元教員	宇都宮市	12年9月	教育長

教育長は審議の段階では他の委員と同様に教育委員として諮られるが、実際には議会に上程されたときには、既に教育長として県教育委員会の了承を得ているようだ(正式な承認は町議会議決後の県教育委員会定例会)。前任者の後任という形で、教育長になるべき委員であることは分かるが、町議会での議決の意義は何だろうと疑問に感じる。教育行政、特に学校教育に関しての専門性が問われるからだろうか?

横嶋氏は長年の教職経験と河内教育事務所に在職されていたことがあり南河内町の状況を良くご存じとのことから賛成した。

伊澤氏については次の討論をして反対した。(賛成:12、反対:荒井・磯辺・村尾、欠席:2)

1. 現段階では選出に際しての地域的配分はまだ不可欠。人口の半数がグリーンタウンに住み児童生徒の半数以上が地区内の学校に通学している。特に小学校児童の2/3はこの地域。これまではほぼ小学校区毎に選出していた。今回は優先的に緑小区から選出すべきではないか。
2. 教育委員は教職経験者のみならず多様な職種、年代等で構成されるのが望ましいとされている。今回の提案は出身分野は良いが年代が高齢に偏りすぎる。教育委員として申し分ない識見と情熱と若さを備えた方は町内に数多くいらっしゃると認識している。

女性委員が2名も選任されていることは大いに評価していたのだが、今回は・・・

住民にとって、教育委員(会)は雲の上の存在、との印象が否めない。また、教育委員会は学校教育だけのものとも考えられていることも多い。学校や子供、保護者、地域住民と密接なつながりを持ち、身近な存在であって頂きたい。

「地域的な配分は人口ではなく面積だ。東校結社から選出しなくてもよいなんて絶対反対」とは、先日お会いしたときの伊澤氏の言葉。「人口急増と価値観が多様化しているGTの実状をしかと把握するためには緑小地区から」と私。「絶対に譲れない、場を設けて大いに議論しよう」「是非やりましょう」。今後を乞うご期待!

★H７年度町会計決算状況　　　　　　　　　（単位：万円）

	一般会計	国民健康保健事業	老人保健事業	農業集落排水事業	水道事業	
					収益的	資本的
当初予算	58億5600	8億0595	8億0737	6億4617	2億5282	2億5302
補正予算	30億3223	1億1045	6673	△　2382		△1億3459
繰越額	7087					949
予算現額	89億5910	9億1640	8億7410	6億2235	2億5282	1億2791
歳入決算	90億~~0374~~ 3941	9億8436	8億4172	6億2039	2億6265	1億1670
歳出決算	86億1573	8億1735	8億1997	6億0985	1億7283	1億6465
差引額	4億2368	1億6700	2175	1054	8982	△　4795
繰越財源	2億0198					
実質収支	2億3453	1億6700	2175	1054	8982	△　4795
基金繰入	1億5000					損益勘定留保資金で補填

【一般会計】

・30億円もの補正予算が組まれたのは、年度半ばに第2中・緑小の校舎・体育館の国庫補助金10億4381万円交付決定とそれに伴う起債９億7050万が大きな要因。
町民税は6853万円の増額補正。ソニー栃木の営業収益伸びが大きい。

・歳出に占める公債費（元利償還金）の割合は4.27％、しかし、一般財源に占める割合（公債費比率）は9.1％、債務負担行為を含めると11.3％と昨年度より上昇。
※公債費比率は10％以下が望ましい。本町はH12〜15年頃、ピークの13％（債務負担を含めると24％）となる見込み。――　H6年9月定例会、大島議員一般質問への答弁――

【国民健康保険事業特別会計】

・保険税収入は3億8267万円で歳入の38.9％、単純平均すると１人9万3600円の保険税
・年間平均一般被保険者数　3705人　療養給付費　107,886円/人
・　〃　　退職被保険者数　380人　　〃　　261,086円/人

【老人保健特別会計】

・年間平均老人保健対象者数　1410人　医療給付費　524,587円/人

【水道事業会計】

・年度末給水人口　17,438人、給水世帯　4,589戸（新規加入：上水道 400戸、簡易水道 8戸）
・１日平均給水量　4,445m^3　有収率　86.7％
・給水原価　120.95円/m^3　供給単価　128.39円/m^3

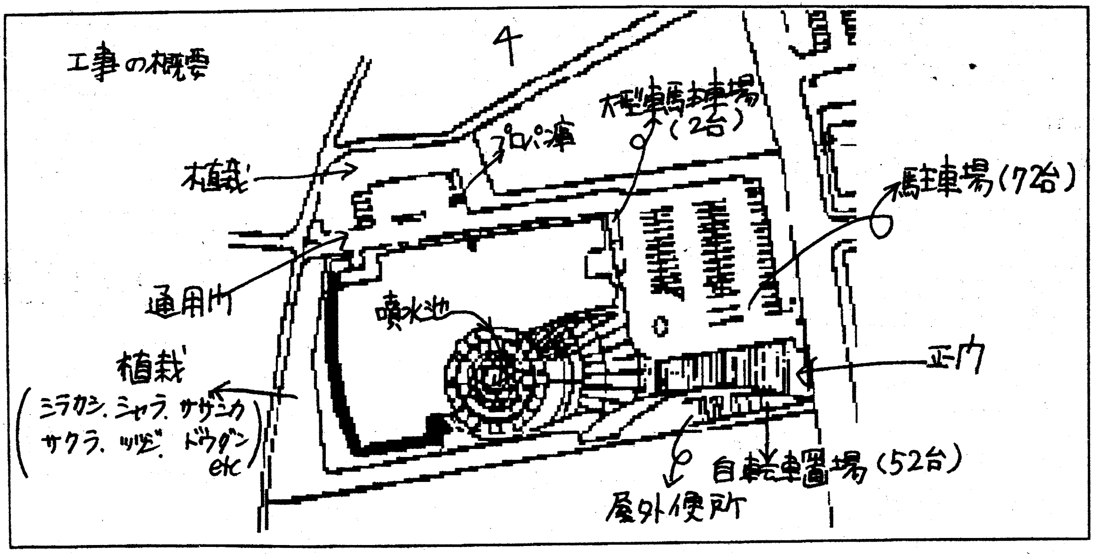
ふれあい館外構は、1億8746万円なり。（報告：荒井英子）

（仮称）ふれあい館外構整備 … 工事請負契約の締結

金　額：1億8746万円（うち消費税額546万円）

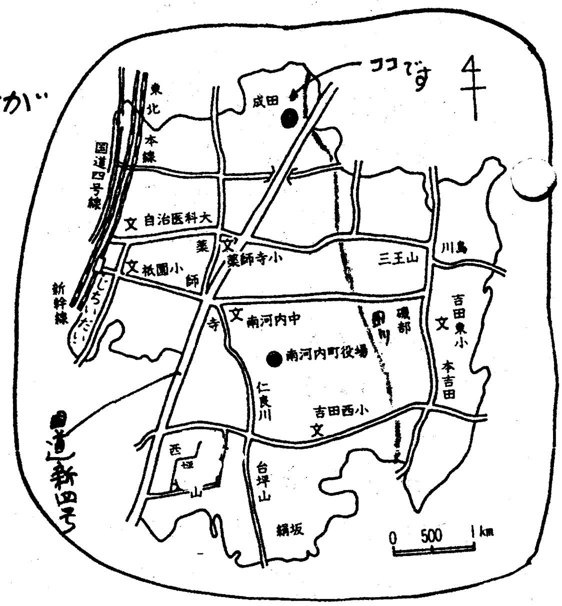
契約企業体：安藤・松林・竹楓園特定建設工事共同企業体

（6企業体により入札）



五千石（ごせんごく）球場が拡張・整備されます。

五千石球場は町の北部にあります。学童野球やゲートボールに使用されていましたが、ライト方向にホームランを打つとフェンスをこえてしまうような狭い運動場でした。それを今度拡張し整備することになりました。



「わたしたちの南河内町」

取得用地；	9752.18 m²
	64,49 6,222円

今までの約2倍の広さになり、野球場、ゲートボール場各一面、駐車場（70台分）等が整備されます。

（石渡）

磯辺香代の一般質問（9／18）



1.「町長への手紙」住民からの反響は？

（報告：磯辺）

現時点での返信状況について伺います。

企画課長
7月から実施している「町長への手紙」は、現時点で23通返ってきている。そのうち3通が匿名。内容は、ごみ・図書館・町営墓地・町内巡回バスについて、行政全般に関すること、行政批判と様々である。

無記名のものの取り扱いは？

企画課長
基本的には取り上げない。

住民から返ってきた「町長への手紙」の全内容のまとめと、行政上の対応を公表していただきたい。

企画課長
「手紙」の趣旨は、意見提言を広く聴取することであって、内容のすべてを公表することではない。内容整理の上、町の対応も含め、広報する予定である。

なお、返ってきた「手紙」は町長閲覧の後担当課へ。複数の課に渡る内容のものは、課長会議で対応を決定している。

もどってくる「手紙」があまりにも少ない。ＰＲ不足では。ＰＲや広報の時期についても伺います。

企画課長
始めたばかりでＰＲ不足もある。提言や行政上の対応を広報紙に載せることが、ＰＲにもなると思う。いろいろな手段をこうじて住民への定着化をはかりたい。今後、4カ月に一回くらい「町長への手紙」の配布をしていきたい。また広報の時期は随時と考えている。

「町長への手紙」メモ

町民の声

町長への手紙

みなさんのご意見・アイデア等を
お待ちしています。

まちづくりは、住民と行政とが一体となり、地域の特性を活かした個性的で魅力あるものでなければなりません。

そして、住民と行政がまちづくりについて共通の理解を得るため、できるだけ多くの町民の皆さんの意見を聴くことが大切であると考えております。

「町長への手紙」は、皆さんの生活や町の将来像について、町民の皆さんの生の声を聴き、それを町政に反映させることを目的として実施するものです。

町政に対しご意見・ご提言のある方は、下記の郵便はがきを切り取り、郵送または公共施設に設置してある「声のポスト」へ投函してください。

声のポスト設置場所
- 南河内町役場庁舎
- 中央公民館
- 中央公民館東分館
- 図書館
- グリーンタウンコミュニティセンター

＊H.5年度より行われていた町政懇談会がH.7年度をもって廃止になり、これにかわる個別広聴として7月から実施となった。

＊「もんくを言う」という方もおありだろうが、行政と共に考える。町づくりに参加するという感覚で一筆したためられてはいかがでしょうか。

H.8年7月、広報「みなみかわち」に折りこまれた「町長への手紙」の呼びかけです。すばらしい!! 地方自治の原点だ!! 理想をバカにせず、愚直に理想を追求したい。行政も住民も。

2. 急浮上した「道の駅」設置計画
限られた財源なのに
他の行政課題はどうなるの？！

> 町の新総合計画後期基本計画との整合性をどうお考えですか。（総合計画では「道の駅」について言及されていない。）

町長
町のＰＲ・農業振興・商業振興を目的としている「道の駅」建設は、同じ目的の総合計画に相反しない。

> 他の行政課題（特に高齢者福祉計画等）とのバランス・優先順をどのようにお考えですか。

町長
ふれあいプラザが一番。今日まで、お年寄りの集まる場所がなかったということで、これに膨大な予算を計上した。一段落したら、さらに福祉がどうあるべきか考える。しかし、福祉があるからと言って他の行政を放っておけない。現在の農業事情を考えた時、振興を促進できるような施策を考えねばならない。

> 「高齢者福祉政策」について、もっと具体的に答えて下さい。

町長
もちろん「計画」（高齢者保健福祉計画）はある。具体的には年次を追って。福祉は行政の大きな課題である。それを忘れているわけではない。

> 建設省の意向次第で計画頓挫もあり得るのか、あるいは町単独ででも「道の駅」を設置するのか。明確に。

町長
「道の駅」は、建設省の制度であり、建設省と共同施行の事業である。国及び県の補助事業、各種の援助を考えない町単独の建設は考えていない。 ↗

> なぜ「道の駅」が南河内町に必要なのかメリットは何なのかについて住民の理解が得られたとは言いがたい状況があります。
>
> ・公債費比率が年々膨らんでいく財政状況の時にこういった施設の建設に着手する必要があるのか。
> ・立地によってつぶれる農地についてどう考えているのか。
> ・町独自の物産の集積は豊富にあるのか
> ・大規模観光地への通過点である南河内町への集客は可能だろうか。
> ・全線二車線になると小山－宇都宮間の時間距離はもっと短縮される。トイレ休憩所の必要度は低くなるのでは etc
>
> 住民は疑問を持っています。町長の判断の根拠をご説明下さい。

町長
H.4年4月、「道の駅」の実験をしたが大変好評であった。農業・商工業団体の強い要望もある。町の情報発信の場としてまた活力ある地域づくりのために不可欠の施設となり得るものと判断した。

- 当該地権者にはご理解ご協力をいただけるようにしたい。
- 町独自の物産の集積については、農業・商工業団体の参加・協力を確信している。
- 集客やトイレ休憩の必要度については、観光地への通過点、小山－宇都宮間といった狭い区間設定ではなく首都圏と東北地方を結ぶ交通の要衝と位置付けている。（ので、集客も休憩場所の必要もあるとみている）

「道の駅」メモ

鉄道に駅があるように、道路に駅があっても良いのではという提案から建設省の施策の一つとして誕生した。高速道路のサービスエリアと似ているが、その地域の文化を理解し交流を深める場を指向している点が違っている。南河内町では、新4号国道沿線にと考えている。

「道の駅」は農産物をはじめとする町内の物産を販売するだけではなく、町の文化を紹介し、理解していただくという目的も持つ。この視点が実は、この施策への評価を難しくしている。「採算」という一つのものさしでは、はかれないように考えられている。「理解」は数値化できないし、「理解」はもうからない。

町はなれないお客商売に手を出すことになる。現実はきびしいと思う。

「道の駅」は、一種の景気付けにはなっても、農業と商工業の真の振興をもたらすとは思えない。もっと根源的な問題すなわち、産業の構造そのものにメスを入れることのできない無力感を町長もきっと感じていらっしゃることだろう。そう思いたい。……？

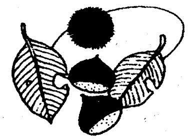
町長は、ふれあいプラザを福祉政策と位置付け、多くの予算を福祉に計上したとお答えになった。福祉にお金をかけたということらしいが、そうはいかない。ふれあいプラザの趣旨にはいろいろな切り口があるから、福祉だけの施設とは言えないし、また、ここで問題にしているのは、高齢者や障害者に対しての公的支援のことである。

町作成の「高齢者保健福祉計画」には、目標年の平成11年、ヘルパーを19人にして、休日や夜間も対応するとある。が、達成は危ぶまれる状況である。現状をそのままにして、「道の駅」というハード事業をまた一つ増やしてしまわれるのは、どういうことなのだ。懸案の事項が優先ではないのか。今年度は数値見直しの年らしいが、遅れている現実を正当化するつじつま合わせと思えてしまう。

こういった施策の遅れに配慮を欠いていながら、配慮を欠いているという自覚が町長にはちょいと足りないのではなかろうか。“家”がお金のかからない福祉施設であった時代を良しとする男性には、在宅介護の社会的支援を具体的にイメージするのが難しいのだろうか。他の課題と平行してやるなどと甘くみていらっしゃるけれど、思い切った財政措置が必要なのですぞ。

*　　　*　　　*

高齢になることへの不安は自分一人の力では生きていけなくなることへの不安である。その日がきても、個人の尊厳がきちんと保たれる公的支援システムがこの町にあれば、私たちはどんなに安心して、元気な今を楽しめるだろう。社会に奉仕しようという心の余裕もうまれるというものだ。今、どこの市町村でも、高齢者・障害者の（ひいてはその家族の）公的支援システムの整備にとても一生懸命だ。これからは、どの町に住むかを決める時、これは一つのチェック項目となる。南河内は「住んでみたい町」全国ベストテンに入れるだろうか？



村尾光子の一般質問



問１.福祉行政について

(1)在宅介護支援センター設置計画を見直しされたい。

早期実現のため、９年度に開館するふれあい館内に開設されたい。

天寿荘に開設されたときの町の財政負担はいかほどか。

《住民福祉課長》24時間稼働している特別養護老人ホームに設置する予定で、ふれあい館には考えない。できるだけ早い機会に設置すべく、近日中に施設事務局長との視察を行う。天寿荘での開設費用は設置・運営費の町負担を７００万円程と見込んでいる。

(2)ホームヘルプサービス、ディサービス事業の対象者を障害者や若年痴呆性の方にも拡大されたい。

《住・福課長》町ヘルパー派遣事業運営要綱、町デイサービス運営事業実施要綱により対象となっている。

南河内町家庭奉仕員派遣事業運営要綱（抜粋）

1.目的

身体上又は精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある老人、身体障害者及び心身障害児のいる家庭等に対し、家庭奉仕員を派遣して適切な家事、介護等の日常生活の世話を行い、対象者が健全で安らかな生活を営めるよう援助すること

2.派遣対象:下記の家庭で、家庭や家族が介護を行えないような状況の場合

(1)老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床しているなど日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の者のいる家庭。

(2)重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者のいる家庭。

(3)重度の心身障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある心身障害児(18歳以上の精神薄弱者及び重症心身障害者を含む。)のいる家庭。

3.サービスの内容

次に掲げるもののうち、必要と認められるもの。

(1)家事・介護に関すること

ア.食事の世話　イ.被服の洗濯、補修　ウ.住居等の掃除、整理整頓

エ.身の回りの世話　オ.生活必需品の買い物

カ.医療機関等の連絡、通院介助　キ.その他必要な家事、介護

(2)相談、助言指導に関すること

ア.各種援護制度の適用についての相談、助言指導

イ.生活、身上に関する相談、助言指導　ウ.その他必要な相談、助言指導

4.派遣世帯の決定

(1)家庭奉仕員の派遣を受けようとする者は別に定める「家庭奉仕員派遣申出書」を町長に提出する。申出者は原則として当該世帯の生計中心者。

5.派遣回数の決定

(1)家庭奉仕員の派遣回数、時間数(訪問から辞去までの実質サービス時間数)及びサービス内容並びに費用負担区分は、対象者の身体的状況、世帯の状況等を勘案して決定する。

6.費用負担の決定

(1)派遣の申出者は、別表の基準により派遣に要した費用を負担する。

《費用負担基準》　(1時間当たり)

A. 生活保護法による被保護世帯	0円
B. 生計中心者が前年所得非課税世帯	0円
C. 10,000円以下の世帯	250円
D. 10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E. 30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F. 80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G. 140,001円以上の世帯	920円

*C〜Gは
生計中心者の
前年所得税課税年額

南河内町老人デイサービス運営事業実施要綱（抜粋）

（利用対象者）
第４条　この事業の対象者は、町内に居住する概ね65歳以上の要援護老人(65歳未満であって初老期痴呆に該当する者を含む。)のうち、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者及びこれに準ずる者。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の規定に基づき、医療機関に入所されるべき者を除く。
（事業内容）
第５条　供与するサービスの内容は次に掲げるうち対象者に必要と認められるもの。
(1)基本事業：ア.生活指導　イ.日常動作訓練　ウ.養護　エ.家庭介護教室
　オ.健康チェック　カ.送迎
(2)通所事業：ア.入浴サービス　イ.給食サービス
（利用人員）
第６条　１日当たりの標準利用人員は、概ね15人以上とする。
　２　利用回数は、原則として１人週１〜２回とする。

答弁では障害者もデイサービスの受給対象になっているとのことだったが、要綱では、65歳未満では初老期痴呆の方だけだ。事前の調査不足でつっこみできず、反省。

(3)心身障害児の保育について、町立保育所での受け入れ方針と現状、受け入れできない時の対応策について説明を求める。
療育相談機能も備えた母子通園ホームを開設されたい。

《住・福課長》中程度の障害まで受け入れている。現在、東西両保育所に障害児は１名ずつ入所している。受け入れられない時は障害児施設を考えている。母子通園ホームは町単独では考えない。近隣自治体との共同設置については研究してみる。

(4)聴覚障害者、音声・言語障害者の通信手段確保のためファックス貸与または購入費助成制度を創設されたい。

《住・福課長》所得税非課税者に対して県の助成制度がある。町単独では検討課題とする。

県内：10市7町(内社会福祉協議会事業1)が実施(とちぎ障害者福祉白書、H5年度版)

(5)児童館建設構想について、施設規模をどの位と予定しているのか。
障害者授産所を併設してほしいとの保護者からの声を聞くが、見解を伺う。

関係住民との協議はいつ着手するのか。

《住・福課長》児童館は作業所との複合施設とすべく研究、検討している。レイアウトができてからそれをたたき台として関係者と協議する。現時点で児童館 185m^2、学童保育施設 250m^2、作業所 170～180m^{2}の規模と考えている。

(6)敬老年金、寝たきり者介護手当を廃止して、必要とする人に充分な援護策が講じられるよう、福祉施策充実の財源とされたい。

《町長》福祉にはこれで足りるというものがなく、無限だ。介護手当や敬老年金は福祉ではないのか。必要としないと判断するのは理解できない。敬老年金廃止は全くできない。

《住・福課長》楽しみにしている人は大勢いるので廃止しない。福祉財源は別枠で考える

町ねたきり老人等介護手当は、6ヶ月以上寝たきりの高齢者(65歳以上)や老人性痴呆の方を介護している方に、介護の労をねぎらい福祉の増進を図る目的で、月3000円を支給しているもの。この条例案を審議したとき(H5年3月)、私は賛成した。在宅介護で苦労している方々へ少しでも報いができればと考えたから。しかし、よくよく考えてみると介護のご苦労は月々たったの3千円で報われるものではない。月4～5日、介護から解放されて休養できるように人を雇えるくらいの金額を支給するなら、この制度の趣旨も生きてこようが、子供のお小遣い程度の手当で在宅介護を支援しているつもりになられては、介護者は当惑するだろう。「一日中介護して、たった100円、ジュース1本です。ありがたみがありません。」との体験者の声も聞いた。施設(特別養護老人ホーム)で介護すれば月額25万円かかるのだ。在宅と施設と余りにも格差が大きすぎる。子供騙しのような手当で、結局は介護を家族に、特に女性に押しつけてしまうのだ。中途半端な制度は止めた方が良い。

敬老年金は町の単独事業として80歳以上の方に年間1万円を差し上げている。決算状況から見るとH4年度 395人、H7年度 493人と過去3年間に80歳以上の方は98人増加しており、H8年度の当初予算では600人を見込んでいるのでこの1年間で100人近く増加することになる。高齢化率は県内では低い方の10.7%。人口急増と間近に迫っている急激な高齢化を予測すると敬老年金は大きな財政負担となる。

お金は無いよりはあった方が良いし、この年金を楽しみにしている方々もいらっしゃることも聞いている。でも“誰にでも一律に”プレゼントするには、他の施策がまだ不充分だ。必要とするときに、困っているときにすぐ手を差し伸べられる体制を整える方が、余程住民の幸せにつながると思う。寝たきりになったら6ヶ月も待たなくても紙おむつが交付されたらよい(無論、寝たきりにさせない努力は必要だが)。財政的な理由ですぐにはできないと聞いているが、700万円程で運営できるのなら、一刻も早く在宅介護支援センターがほしい。ヘルパーの給料をあげてほしい、増員してほしい。生活の一助としてこの敬老年金をあてにせざるを得ない方がいるとすれば、それは社会保障の部分を改正すべきだ。
H6年3月にまとめられた『とちぎ障害者福祉白書』を見ると、高齢者への年金等交付事業は県内12市37町村中、5市7町(わずか2年前)で実施されているに過ぎない。全国的には財政的な理由で廃止した自治体も出始めている。(枚方市：H6年より廃止、ヘルパー派遣事業充実等13事業に充当)

政治家にとって一度始めたプレゼント事業は止めにくいことは良く分かる。溢れるほどのお金があるならまだしも、借金がかさみ、高齢化が進み、将来町は大丈夫か？との不安があれば事業の見直しをするのは必定だ。言いにくいことを替わって提案してあげたつもりだったが、真意は微塵も伝わらずすっかり落胆した。

福祉とは決してバラまきではない。『福祉の目的は、弱者救済だけではない。国民だれでも必要が生じたときに、必ず社会的支援が受けられる権利を保障することである。』(9月

30日付け下野新聞論説)

この報告をまとめている最中に町老人クラブ連合会会長から、25人の支部長の方々の署名を添えて抗議文を頂いた。それだけ関心が高いことなのだろう。敬老年金も介護者手当も国県の補助は無く、町独自の政策により実施している。だからこそ住民の総意の結果であってほしい。高齢者から激怒されたが、多くの方のご意見を伺いたい。

問2. 水道事業について

全町給水を目指して、現計画給水区域外地域の早期事業計画策定と実施を求める。現時点での未計画区域は具体的にどこか。当該地域住民の意向はどうか。

《水道課長》上水道事業：ＪＲ西側地域30戸が未整備となっており、自治会から整備要望が出されている。今年度中に給水計画区域の変更・認可の手続きを行う。

簡易水道：下吉田地区は農業振興地域からはずれているため、営農飲雑用水整備区域に入らなかった。整備はむずかしい。地元から具体的要望はない。

ＪＲ西側地域の事業実施はまだ当分かかりそうだ。下吉田地域は全く計画無し。地下水が豊富な地域だが、このままでよいのだろうか？地下水が汚染されたら公衆衛生上大きな問題になる。

問3. 自然環境保護施策について

既存の緑地保全についてどのような具体策を実施しているか。

森林所有者への保全支援策が必要ではないか。行政のみならず、住民の活力をも活かして保全運動を展開されたい。宇都宮グリーントラスト運動は好例である。

《都市計画課長》緑のマスタープランでは既存緑地は確保していくことになっているが、目下具体策はない。H7年の緑地保全法改正により、線引き見直し(H9.6決定告示)後、緑化保全と緑化推進を基本とした緑の基本計画を策定する。具体的な支援策を盛り込みたい。

問4. 教育行政について

(1)学校図書館に司書教諭配置に向け、どのような運動・働きかけがなされてきたか。見通しはどうか。早期実現が困難な時は、町臨時職員配置等を検討されたい。

《教育長》H6年度以来、全国教育長会・知事会は文部省、大蔵省に具体的に要望している。その内容は①配置基準の引き下げ(文部省方針では小学校27学級以上、中学校21学級以上に配置)、②司書教諭育成(絶対数が足りないので認定講習制度の改善)、③全校に配置、④移動図書館車更新に補助制度、で10月には9年度に向けての要望を出すことになっている。これまでには明確な答が無く、実現の見通しは分からない。今年度は町内2教諭が認定講習を受講している。先ずは蔵書数充実に取り組んでおり、町臨時職員配置は考えない。文部省ではH5～9年度の5カ年計画で学校図書館蔵書充実を実施しているが、本町では基準の２倍額を予算化しており、9年度以降も継続すべく財政担当にお願いする。

(2)グリーンタウンコミュニティーセンター内に町立図書館分室を開設されたい。

《社会教育課長》ＧＴ内には7カ所に移動図書館車が巡回しているので、開設しない。

傍聴感想

『誰がために金はある』

傍聴席から見た事、聴いた事、皆さんが知ったら、どう思われるでしょうか。(ゴールデンタイムに放映とか、ビデオ貸出とかあればいいですが。)

将来の事、まさに自分たちが背負っていく事がどんな風に決まっていくのか。先見性や問題意識は好まれないようです。具体的に問題提起しても、改善案を打ち出しても、行政側の回答に具体的な根拠が少なく、どんな検討を試したのか、疑問が残るのです。

"一部で決めて理解を求める"のではなく"聴く・調べる・話し合う・知らせる"段階をきちんと踏んでほしいです。経営難になる前に。

「農業が基幹産業」と言うなら、女性にも農業委員になってほしいです。女性だって、この町の農業を支えているわけですから。

「町長への手紙」ですが、気軽に書けるほど親しい仲なのかなぁ。返事が少ないから関心がないとか、認められたとか、判断しないでネ。勇気いるんだから。

—— 永住不安症になっちゃった2児の母 ——

今回も午後からの傍聴で、ちょうど村尾さんの一般質問が始まるところでした。

授産所の見通しもつき、まずはバンザーイ！と喜んでいます。村尾さんありがとうございました。"父母の会・きしゃぽっぽ"でも町福祉課、町長さんとのお話し合いを２回程持ちました。以前から授産所の件は、私達の会の目標・課題としてきましたが、具体的な話し合いは今年春からでした。ですから短期間でここまでこぎつけたということは、会として一応の評価をしています。ただ、今までに行政側のお話がコロコロと変わり、私達の気持ちは一転、二転させられたことがありましたので、確実な信用性を得るまでは予断を許さないと思っています。

このお話が確実なものとなれば児童館を複合施設とした中に授産所が入るわけです。どのような内容の授産所を作るかは、私達の会員のこれからの話し合いとしまして、児童館は子供の集まる所、そして隣にはコミュニティーセンターとあれば多くの人達が出入りする所です。障害児者も特別の事としてではなく、ごく普通の自然体として地域の方々とのコミュニケーションが図れる、そんな事を夢見ております。皆様のご理解を得たいと思っています。

それにしましても、敬老年金(1万円/年)、寝たきり者介護手当(3千円/月)を廃止して必要とする人に援護策が講じられるよう福祉施策充実の財源とされたい、という村尾さんの質問に対して町長さんとの見解のずれに、自分自身が傍聴の席にいること、一言、二言発言できないのがはがゆく感じました。自分の顔が"ウッ・・・、モーッ！・・・"と怒りたっているのが分かりました。今のこの時代にきて１万円そこそこのお金を必要としているお年寄りはどれほどいるのでしょう？お金ではなく、もっとそれ以上の高福祉。必要としている時に必要とする手が欲しい、楽しみも欲しい、そう思っていらっしゃるのではないでしょうか。他の自治体をよく見て下さい！実際、新しい住民の中には高福祉を体験されてきていらっしゃる方もいるのではないでしょうか。何とお粗末な淋しい福祉でしょう。村尾さんが言うように『バラまき』でしかないように思います。以前よりこの町に設

置されている「高齢者保健福祉計画策定プロジェクトチーム」という委員会は、一体何なのか？動きが私達の目にはさっぱり見えていません。

高齢化の問題は他人事ではない、自分もすぐさまその時がやってくる、淋しい老後は送りたくない。今の若い世代もいつかは高齢者になります。どうしたら豊かな老後が送れるか、皆で考えなくてはならないと思います。この事に関しては、もっともっと住民が問題意識を持ち、関心を高めなければならないと感じました。

２回目の傍聴で少し雰囲気をつかめたこともありますが、議会は意外と気軽に傍聴できます。全体的な町の様子を知るには絶好の所だと思います。多くの方々が傍聴されることをお勧めしたいと思いました。

—— 緑６丁目　久慈優子 ——

９月１８日　ここは議会傍聴席

読み上げられる質問、荒井・磯辺新人両議員も落ち着いたもので頼もしく見える。村尾議員はさすがの貫禄。

しかし、答弁は「ここはどこ？」の世界。感情の高ぶりのあまり真っ赤になった町長さんの顔色は、私だけが気づいた者ではないでしょう。

質問と答弁が繰り返されるうち、後方よりため息とクスクス笑いが漏れてくる。あとから聞けば、他の町の議員の方々との事。

答弁があまりに行き当たりばったりのように受け取れて、しかも分かりずらいのです。感情的にならず、しっかりと、分かるように答えて下さい。恥ずかしいですよ！

—— 主婦　３９才 ——

傍聴感想

第３回定例会（９月１７日～２０日）の一般質問（9/18）を傍聴した。まず感じる事は、最近傍聴の人数が多いという事。私自身傍聴の回数がそれほど多い訳ではないし、過去の事をそれほど知っている訳でもない。しかし昨年初めて傍聴した時、たまたまたった一人で心細い経験をした者としては、傍聴席に２０人以上いるというのは多いと思える。そのためかどうか議員席にも緊張感が漂い、以前よりも活気が出てきた気がする。

私たちは、日々の生活の中で行政にいろいろな要望を持っている。議会傍聴はそれらに対し行政がどのような考えで対処するか知る手段の一つでもある。しかし私の数少ない傍聴経験では、必ずしも十分審議がされているかどうか少々疑問も残る。議員の一般質問は、その答弁に対して再質問ができるが、納得がいくまで質問ができる訳ではない。再々質問で打ち切られ、それ以上は認められないのが実情だ。町民のためのより良い町政の実現のための話し合いは、一体どこでされるのだろうか？

時々「現在のところ予定はありません」「考えておりません」と一言で済まされてしまう事があるが、そのような答弁を聞くと少々がっかりする。また、「今後検討します」とか「今後の課題とさせていただきたい」という答弁の行く末も気になる。

今後とも機会があれば議会を傍聴したいと思うし、できるだけ多くの方に傍聴を体験していただきたいと思う。行政（町政）を見守るのは町民として必要な事と思うから。そして、３人の女性議員たちの活躍を見守りたいから。

（H・M）

荒井英子の一般質問



1．予防接種事業について

②個別予防接種の対象は、三種混合・麻疹・風疹の三種類だけですが、その他の集団予防接種の個別への変更予定について。今後の方向について

《保健衛生課・課長》

①国・県の指導により個別接種に適しているものから取り入れていく。

予防接種法の改正により、接種は義務ではなく、勧奨に変更になり予防接種を受けるか否かは最終的には保護者の判断に任されることとなりました。予防接種の対象の病気が致死的なものでなくなったとはいえ、接種率が下がれば状況は変わってきます。接種の受けやすい体制に整えていく必要があると思います。また、集団接種では、日時が指定されているため何らかの都合でその時期を逃す場合があります。この場合、個別接種を実施していれば後日接種できるわけですが、現在は個人が医療機関で接種を受けると有料という事になってしまいます。個別接種では、子どもの健康状態のよい時を選んで接種できるわけですし、すべての予防接種が個別の対象になっていいと思うのですが。

2、乳幼児医療費助成について

①償還払いから現物給付への変更予定について。現在の助成方法の理由について

《住民福祉課・課長》

①助成方法変更は考えていない。医療機関側の受け入れ態勢も整っていない。

乳幼児医療費助成は、先の条例改正で三歳未満無料となりました。これは、乳幼児が安心して医療を受けられるよう、制度の対象を拡大し経済的負担を軽減するためということでした。一歳から三歳へ１０００円負担から無料へと改正されたことは歓迎されるところですが、その助成方法は償還払いで行われています。これは一度、医療機関でお金を払う必要があるのと、役場へ申請のために何度も足を運ぶことになるため個人への負担が大きくなっています。この制度は経済的に援助するという事と、より利用しやすくする・気軽に受診することにより病気の早期治療、早期発見にもつながります。もっと気軽に病院へ行ける環境を作るためと、個人の負担軽減のために現物給付への助成方法変更が必要です。事務の繁雑さ、量の問題であれば解決されるべきです。一度軌道に乗せればいいわけですし、栃木県の開業医の団体である保険医協会も助成方法を現物給付とするよう改善運動を行っています。また、現物給付を実施している自治体もあるのですから。10月5日付けの朝日新聞には、県内12市の市長

でつくる県市長会が、医療費助成を現物給付方式に変更するよう県に求めることを決めたと、ありました。県が動けば町も重い腰を上げてくれるかもしれませんが、住民とって最適なサービスを提供する方法を自らも考えていただきたいものです。

3、母子保健計画について

①市町村母子保健計画の作成状況について

《保健衛生課・課長》

①県のマニュアルに従って平成8年度中に作成していく。

厚生省は、5月1日付けで作成の指針を出したという事です（厚生省談）。平成9年度から、これまで県または政令市で実施されていた保健業務が市町村へ移行するため、現在のレベルを下げないよう目標値を示すためのもので、5年ないし10年後を目途にした目標年度を盛り込み5年毎に見直しすることとなっています（日本医師会雑誌第116巻・第5号より）。母子保健に関する実施体制の整備を図り、多方面にわたる施策やサービスを効率よく提供するため、保健・医療・福祉が一体となったシステムが必要になってきます。高齢福祉への施策の時も感じましたが、ここでも早急な機構改革の必要性を感じました。

4、防災対策について

①南河内町防災会議の開催状況について

②町防災計画書の一般住民への周知について

③町職員及び住民への防災訓練の実施予定について

④消火栓位置の住民周知について。消火栓の点検について

⑤石橋消防署における、はしご車導入予定について

《総務課・課長》

①平成8年3月14日に防災計画の見直しについて会議を開催した。今後は、必要に応じて開催していく。

②阪神・淡路大震災を教訓に町防災計画書の見直しをした。主な内容を要約版にして各戸配布できるよう準備中。

③防災訓練は必要不可欠。突発状況を想定して職員に実施していく。住民には防災意識の高揚を図るよう対処していく。

④町防災計画の要約版と一緒に消火栓位置図を地区毎に配布する予定。
消火栓は町内233カ所あり、点検は水道課が実施している。

⑤平成9年度、はしご車導入予定。

防災会議の任務は町地域防災計画の作成及びその実施を推進することなっています。また、その防災計画は毎年検討を加える事となっています。年１度は開催されているべきものです。防災計画書の中にも、各種の防災訓練を実情に即し実施するとなっています。せっかく作成された防災計画も机上の論議だけでは判断できないところも出てくるのではないでしょうか。防災計画に検討を加える際にも、実際に行動したことが生かされると思いますし、防災会議の開催と防災訓練は、計画的な実施が必要と思われます。最初から全町ぐるみでというわけではなく、段階を追ってでもいいと思います。また、消防団の点検の時を活用して消火器の取り扱い方法の指導を行うのも一つではないかと思います。

過日起こりました国分寺の火災の時、その周辺住民の方は消火栓の位置を把握しておらず、初期消火に支障を来したということです。意外に消火栓の位置に標識が立てられていることも知られておりません。位置を周知し、実際に目で確認することの啓蒙も必要です。

南河内町は、自治医科大学をはじめ高層マンションが数多く見られ、また新たに7階建てのマンションが建設中です。この状況からも、はしご車の導入は急務のものです。火災は起こってほしくないことですが、万が一への備えは必要です。

雑感

☆電話番号が変わりました。約15年間も使っていた番号が変わるのは、ちょっと寂しい感じです。（新番号＝40-1014 … 用意はいーよと、覚えてください。）

☆月日が矢のように飛んでいきます。3ヶ月毎に定例議会は開催されるのですが、もうすでに3回の議会が終了してしまいました。議会の準備をしたり、こうやって報告を書いているときは時間がとても長く感じるのですが。

☆河内郡の議長会主催・ソフトボール大会に出場しました。河内町、上河内町、上三川町、南河内町の4つの町議員対抗というものです。私はもっぱら応援。しかし1回だけバットを振りました。（ちゃんとあたりましたよ）

あとがき

議員全体研修（10月16～17日）にでかけます。茨城県大洋村の『とっぷさんて大洋』という施設の概要と管理運営についてを研修してきます。この施設は、温水プール、浴槽、露天風呂、レストラン等の設備を備えており、ふれあい館の開館に向けてということです。またご報告いたします。

（あとがきではなく、おしらせになってしまいました。… 荒井英子）